

身近に起きている暴力

—— DVや性虐待など



性虐待、ドメスティックバイオレンス（DV）、レイプなど、私たちの身近なところでも、女性や子どもたちが暴力の被害にあっています。しかし、被害を受けた当事者は、なかなか周囲に打ち明けられず、深刻な事態になるまで表面化しないことが多いものです。

暴力は、被害者に身体的なダメージを与えるだけでなく、他者や自分自身に対する信頼感を粉々に打ち砕いてしまうほど心に深い傷を残します。とりわけ、虐待やDVなど、家族間、恋人間に起きる暴力は、複雑で長期にわたるダメージを被害者にも、周囲の人々にも及ぼすといわれています。

誰もが、身近に起きている暴力を見過ごすことなく対処できるよう、アジア女性基金では、以下に述べる7つのアプローチで問題に取り組み、それらの方法が有機的に作用して効果をあげることを目指しました。

- 【7つのアプローチ】
- 1 実態をつかむ
 - 2 認識を広める
 - 3 専門家を増やす
 - 4 現場をサポートする
 - 5 先進的事例を紹介する
 - 6 連携する
 - 7 暴力を未然に防ぐ

1. 実態をつかむ

身近なところで起きている暴力の中でも、家族間や親密な関係で起きる暴力は表面化しにくいという特徴があります。被害者も周囲の人も現実を受け入れられず、暴力の存在を否定することさえあります。日本では、特に家庭内のことには立ち入らないという考え方が強く、これまでDVや性暴力に関する調査や研究はあまり行われてきませんでした。

アジア女性基金では、問題への現実的かつ効果のある対応策を考えるためにも、まず実態を把握することに努めました。(調査研究報告書126ページ参照)



調査・研究報告書類

「高校生の性暴力被害実態調査」を終えて

2002年度～2004年度にわたり、「高校生と性暴力の問題」についての研究を委託した研究班に、同プログラムについて考察をしていただきました。

3年間にわたってアジア女性基金と研究者との連携によって行われたプロジェクトの成果は、以下の3点に集約できる。

3年間の成果

1. 「高校生の性被害に特化したメッセージを当事者に伝える啓発ツール」を独自に開発し、全国に配布した
2. 高校生の性暴力を評価する定量的な調査を日本で初めてを行い、性暴力に関する実態の一端をあきらかとした
3. 研究成果と社会的な啓発活動につなげる具体的な活動、特にメディアや支援者との連携を試み、実際の啓発活動を実施した

以下は、それぞれの成果に関する評価である。

- 1 「高校生に特化したメッセージを伝える啓発ツール」を独自に開発した
 - (1) イラスト等のビジュアルを工夫したことによって、当事者である「高校生」がアクセスできるものを制作したことは、パンフレットなどの啓発ツールのこれまでにない「新しさ」を提供するものであった。
 - (2) 研究者や活動家の体験をもとにしたメッセージづくりではあったが、「調査研究による科学的な根拠に裏づいた結果」をもとにしたものではなかった。これには、「高校生の視点から」というメッセージとして適切なものであるかについて検証されていないという限界があった。

- [3] 制作における当事者である「高校生」の積極的な巻き込み、彼ら自身の評価を行えなかったことは、課題として挙げられる。

2 高校生の性暴力の実態を評価する定量的な調査を日本で初めてを行った

- [1] サンプルングの方法論など、学術調査としていくつか問題を持ちつつも、「高校生の性被害」について定量的なデータを収集、分析した日本での初めての調査として画期的であった。
- [2] 共同研究者として多様な視点を持ったメンバーを巻き込んでいたことは、多角的な分析視点をもたらした。しかし、立案、分析において日々、高校生と直接接する立場の人を巻き込めなかった点は課題として挙げられる。
- [3] 調査実施プロセスにおいて「データの収集」を優先した状況において、調査協力を依頼した校長と連携するにあたり、「暴力への関わりに関する立場の微妙さ」を丁寧にフォローできなかったことは、後に「解釈のズレ」という問題をもたらした。
- [4] 学術的な数字を提示できたことによって支援活動や政治的なロビー活動の正当性への理論的な根拠を提出することができた。これは、全国各地で活動を行う人々にとっては非常に有益なものと思われる。

3 研究成果と啓発活動につなげる具体的な試み、特にメディアや支援者との連携を試みた

- [1] 記者会見の開催という方法論を用いて、メディアを通じた「啓発活動」を実施したことは、「広く一般の人を対象として情報を伝える」という意味において非常に有効な方法であった。特に、通信社によって情報が伝達したことは、地方にまで情報を伝える効果をもたらした。これは、「学術研究と啓発活動を有機的に結びつけたケース」として評価することができる。
- [2] メディアと連携するプロセスで、チームとして学術研究の成果を「研究者の語彙」ではなく、一般にわかりやすい言葉に翻訳するという作業を行ったことは、多くの人に知らせるインパクトをもたらしたと推測できる。
- [3] 一方で、「伝えたい情報の伝え方」について、情報がメディアの記者のフィルターを通じて解釈されるというプロセスは、問題性をはらむものであることがあきらかとなった。「センセーショナリズム」とのバランスは、常に課題ではあるが、社会に流れる言説へ影響を与えることを意図とした上で「戦略的」にメディアを活用することは可能性として示唆される。
- [4] 支援者を対象としたシンポでは、様々な活動を実施するNGOの代表がそれぞれの立場から発言し、情報を共有する場をつくりだしたことは、「連携」という視点から有意義なものであった。

[5] しかし、シンポジウムという方法を用いて、「学術的な数字を支援する立場から議論し、対策の方向性を探る」という試みは、課題を残すものであった。特に、被害者を含めて高校生の声を聞く立場にある「支援の専門家」が、「分析的な視点で研究成果を解釈し、それぞれの活動に生かす」という能力を持ち合わせていないことがあきらとなった。

全体を通じた考察と残された課題

統計数字を提出して社会的な啓発活動や政治的なロビー活動に用いるという点では、メディアのインパクトの大きさもあり、十分に目的が達せられたと思われる。しかし、統計については、数字自体では、実際の支援現場などでは活用できないこともあきらかとなった。統計によって「実態の大きさ」や「問題の深刻さ」を解釈しても、「当事者にとって問題は何か」を考察することができないために、特に、支援の場では「では、どうすればいいか」の方向性が議論できない限界がある。これについては、高校生にとって「暴力とは何か」を高校生の世界から読み解く作業が課題として残されたように思う。研究という立場からは、統計数字ではない方法論と分析枠組みが求められる。また、研究を基礎とした効果的な啓発ツールという観点からは、テキストやビジュアルなどを含めてパンフレットという方法以外の可能性を探ることも必要かもしれない。

暴力を読み解いたときに、今回「高校生」を切り取ったことは、タブーとしていままで見えていないところを社会に見せたという意義があり、あえてかなりセンセーショナルに伝えたことでメディアを利用できたことも肯定的に評価できる。しかし、一方で、「高校生、特に女子高生」であることが過度に意味付けられてしまい、「DV」や「性的な自己決定権の侵害」という文脈での問題のありようとその関連を見えにくくしてしまったように思う。「暴力とは何か」、何が暴力の本質的な問題であるかについての議論の軸を見失わない伝え方を考えていく必要があるのではないか。

男性の調査を実施したこと、シンポでは同性愛など「セクシャリティの視点」を強調したことなどは、暴力における「男性加害者、女性被害者」の単純枠組みを脱構築する意義があった。その一方で、暴力をめぐる構造が複雑であることがあきらかとなり、支援者など関わる人々に理解の混乱をもたらした。暴力がジェンダーと深い関わりがあることへの理解がまだまだ十分に進んでいない実態の中、セクシャリティの視点をどう説明できるか、共有できるかは、学術的なレベルとは別に議論されなくてはならないのかもしれない。また、そのような情報や学術知見を「現場」と共有していく方法論については、支援者の中に「被害の当事者がいること」「自助グループは、独自の立場があること」をどう考慮していけるのかという問題が残った。

2. 認識を広める

実態の把握が進むにつれ、問題の深刻さ、社会の無理解、支援体制の乏しさといった、被害者の置かれている厳しい現実が見えてきました。行政や関係機関の認識はもちろんのこと、一般社会の理解が深まらなければ、こうした状況は変わりません。そこで、一人でも多くの人がこの問題に関心を持つよう、様々なアプローチによる啓発を続けてきました。

啓発事業—その1

TV番組の制作、「基金ニュース」、ポスター、ビデオ、冊子などの発行を通じて、暴力は決して許してはならない犯罪であることや、女性や子どもの人権を尊重することの大切さを訴えてきました。印刷物は、全国の関係諸機関20,000箇所に無料で配布しました。ホームページから全文ダウンロードできます。<http://warp.ndl.go.jp>

(啓発冊子133ページ参照)



■啓発ビデオ・ポスター

- 1999年度 ビデオ「どうして私を殴るのですか ～妻や恋人への暴力は、犯罪です～」
ポスター「妻や恋人への暴力は、犯罪です」
- 2000年度 ビデオ「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」
ポスター「ママを殴らないで」
- 2001年度 ポスター「その悩み、ひとりで抱え込まないで～気づいていますか？ドメス

- ティック・バイオレンス（DV＝夫や恋人からの暴力）は犯罪です～」
2002年度 ポスター「パパ、どうしてママをぶつの…」
2003年度 ポスター「もうがまんできないと言う。それも勇気です。」
2004年度 ポスター「警告します。あなたは、暴力の加害者です。」

■テレビ制作放映

- 1999年度 「緊急報告・私を殴らないで」
2000年度 「ドメスティック・バイオレンス ～子どもたちは今～」

■中央公論に記事掲載

- 1999年度 「特別企画 古くて新しい問題 『妻や恋人への暴力』」

■婦人公論に記事掲載

- 2000年度 「ドメスティック・バイオレンス編集企画」への広告連載

■カレンダー・アドカード

- 2000年度 「子どもって、なんだろう。大人って、なんだろう。～子ども買春、子どもポルノ、子どもの人身売買は、私たち大人の問題です～」
2001年度 アドカード「おもちゃにされる子どもたち」

啓発事業—その2

海外や先駆的な取り組みをしている地域の情報を共有することも大切なことです。国際会議やシンポジウムを9年間に全国47箇所で開催し、国内外の情報の交換や意識の共有を促進してきました。この問題に関心をもつ人達が集い新たなネットワークも生まれ、人と人との交流の場にもなりました。

(国際会議、シンポジウム142ページ参照)

当事者の立場にたったサポートとは

1998年度に行われた公開セミナーでは、カナダのジャスティス・インスティテュートでクリニカル・カウンセラーをしているマギー・ジグラーさんに、25年に及ぶカウンセラーの経験を踏まえて、「当事者の立場にたったサポート」について基調講演をしていただきました。



カナダの実践と日本の現状

1979年に、DVから逃れてきた女性のためのシェルターで仕事をし始めたのが始まりでした。この仕事を数年続けた後、売春、薬物乱用、あるいはさまざまなトラウマを抱えて刑務所に入った女性をサポートする仕事をしました。今、カウンセラーとしてク

リニックをもっていますが、クライアントの大部分は児童期に性的虐待を受けた人たちです。ほとんど女性ですが男性もいます。また、祖国で政治犯として迫害を受け、カナダにやってきた人たちを難民として認定する仕事もしています。そして、ここ数年ですが、DVの被害者と加害者のカウンセリングを行っています。また、コミュニティオーガナイザーというボランティアもしています。内戦終結後のクロアチアへもボランティアとして行きました。

■当事者のニーズを聴く

私は、当事者の立場を尊重したコミュニティにおけるサポートというものが重要だと考えています。

まず最初の話は、子ども時代に暴力や性的虐待を受けていた女性の話です。彼女はアルコール依存症でした。薬物を乱用し自殺しようとしたこともあったようです。その地区の病院担当者が心配をして私に連絡がきたので、病院に行ってベッドサイド話をしたわけです。

その時、私は非常に若く経験も積んでいなかったの、どのように接したらよいのか分かりませんでした。そこで、「私にはどうしたらよいのか分かりません。どうしたらあなたの助けになれますか」と聞いてみました。私は全くの無知からその質問をしたのですが、その質問によって彼女の中に変化を生み出したといえます。

それから何年も経ったある日、「あの時から私の人生は変わった」と彼女が語ってくれました。それまで彼女は、どんな助けが必要なのかを誰からも聞かれたことがなかったと言います。真摯に対応してもらったことがなかったのです。しかし、私の質問によって、彼女は自分自身のことを真剣に考えるようになったと言ってくれました。支援をする時に何よりも大切なのは、当事者が何を望んでいるのか聞くことに尽きると思います。

二つめは難民になった女性の話です。カナダにはいろいろな国からの難民がたくさんいます。彼女は、女性解放運動をしていたため刑務所に入れられ非常に酷い扱いを受けていました。私は政治的な理由で虐待を受けた人たちを支援する、バンクーバーのカウンセリング組織から派遣され彼女に会いに行きました。しかし、刑務所であまりにも酷い扱いを受けたため、彼女は精神的にまいっていました。私は最善を尽くそうとしましたが、6回のセッションを持った後、彼女は姿を消してしまいました。私は彼女がどうしているのか知る手立てもありませんでした。

ところがそれから1年後、これはちょうど2、3年前のことですが、ある会議に出席した時偶然彼女に出会ったのです。彼女は、そこでサバイバーの観点から自分の経験について話をしていました。そして、突然私のところへ歩み寄り、「この人が私を助けてくれたのです。生き返らせてくれたのです」と言ったのです。私は、「あの時、

どうしていいのかわかりませんでした。本当にあなたの助けになったのですか」と聞くと、彼女は、「あなたは他の誰も耳を傾けてくれなかった時に、私の話を聞いてくれました」と言ってくれたのです。

ある日、友達と昼食をとっていたとき、旧ユーゴスラビアの新聞記事のことが話題にのぼりました。戦争によって多くの女性たちが性暴力の犠牲になっているという記事でした。「これは誰かが何かをしなければいけない」「だけど、どうしたらいいかわからないね」という話をしていたのです。

次の日に友達が電話をかけてきて、今日の新聞にザグレブ（クロアチア）にある女性のグループの記事が載っているときました。そのグループが、「虐待を受けたり、戦争中にレイプされた女性達に対して支援の手紙を送ってください」と呼びかけていたのです。私たちは集まって、これなら私たちにもできるだろうと、さっそく手紙を書きました。「皆さんがやっていることを、私たちもぜひ支援したいと思うのだけれど、何ができますか」と。すると次の日、45ページにのぼるファックスが返ってきました。そのファックスには、「戦争で何が起きているのか」「どういう助けを彼らが望んでいるのか」ということが書かれていました。つまり、「戦争を止めるための支援が欲しい」「戦争犯罪を明らかにするための支援が欲しい」「難民に対する支援が欲しい」「トラウマのカウンセリングについて知りたい」ということでした。

私と友達は、もう少し多くの人を集めて支援しようと話し合いました。小さなグループを作って5年間いろいろなことをやってきました。基金を集め演説をし、クロアチアにも何度か行きました。

現地に行っても同じように「どうしたら、私は助けになりますか」と聞いてみました。するとそこにいる女性達は、「ここには多くの国際組織があって、その中には女性の組織やクライシスセンターもあるけれど、あなたたちのように、『あなたはどのような支援が必要ですか』と聞いてくれる人達はいなかった」というのです。つまり、「我々はこういう助けができますよ」「こういうカウンセリング、例えばレイプのサバイバーに対するカウンセリングを教えますよ」とは言うけれど、当事者である彼女たちのニーズを聞いてくれる人達はいなかったのです。

■証人になるということ

次は、ボスニアのレイプされた女性の話です。「あなたには何が必要ですか」という私の質問に対して彼女はこう話しました。「夫が連れて行かれ、村は火をつけられました。兵士に見つからないように隠れながら10年間さまよってきたのです。糖尿病の息子は治療を受けることもできないので、この子の命がどうなってしまうかわかりません。仕事をすることもできないので冬の薪も買えません。捕らわれたままの年老いた両親のことも心配です。自分のアイデンティティーも守られずに顔のない難民にな

ってしまいました。市場で卵を買おうとして、それを割ってしまったことがありました。店主から『お金も払わないで』と言われ、割れた卵のお金を支払うことによってかろうじて自分の尊厳を保ったのです。でも、息子には『今晚のご飯はないんだよ』と言わなくてはなりませんでした。それを聴いて私の心の中には、彼女の苦痛や経験について果たして私に理解ができるのだろうか、といった疑問や不安が湧いてきました。しかし、彼女が「コミュニティは何もしてくれないし、メディアは話を歪曲しています。自分たちの話はしばしば誤解され、聴く側にとってあまりにも重過ぎる内容だといって修正されたり、過小に話される傾向があります」と言った時、私は、当事者から本当に関心を持つことを求められていると感じました。私たち支援者は、心を開いてその人の身になって、非常に痛みを伴った経験についてじっと耳を傾けることを期待されます。しかし、それだけではなく行動も問われているのです。当事者の経験したことに対する「証人」なることを求められているのだと思います。

私達が持っている専門的知識や技術は、苦痛をもっている人への助けにはなりますが、最終的には専門家というマスクをはずさなくてはならないでしょう。『専門家対被害者』という関係ではなく、一対一の人間としてお互いに向き合わざるを得なくなるということです。

■代弁者になるということ

一方が他方に対して権力を行使する、そして身体的、精神的苦痛をもたらすのが暴力です。ですから、支援者は被害者の側に立ってサポートする明確なスタンスをとる必要があります。

ジュディス・ハーマンが「トラウマと心的外傷」という本の中で、「証人になった人たちは、被害者と加害者の板挟みになってしまう。中立的な立場でいることはできない、どちらかの側につかなければならない」と言っています。

私たちの心の中には、暴力という苦痛を伴うものは見たくないし聞きたくもないという自己防衛の心理が働きます。ですから、知らず知らずのうちに傍観者になりがちです。加害者にとっては周囲の人が傍観者でいてくれれば好都合です。つまり、傍観者でいるということは、加害者の側につくことを意味しています。

一方、被害者はその痛みをともに分かちあってくれる人を求めています。支援者に対しても積極的な行動を求めます。つまり、個人的な関係の中で「あなたが間違っているのではないですよ」と言うだけでなく、もっと公的な場で社会的な空間の中で、自分の「代弁者」になって欲しいと願っているのです。私たち支援者には、当事者への直接的な支援だけでなく、社会を変える働きかけをするアドボケイトの役割も期待されているのです。

■社会的な運動をつくりあげる

カナダでは、被害者支援のための制度や法律が進んでいるといわれていますが、私たちも脅威にさらされています。現在、政府がプログラム支援のための予算などを削減していますし、権力をもった人たちが、性的虐待なんて単なる夢物語だ空想だと言っているからです。25年間にわたって、私たちは社会的な運動を築いてきましたが、今は危機的な状況に陥っています。私たちは、ともした灯が消えてしまわないように、常に目を光らせて社会の意識を高めなくてはならないと思っています。

私の住んでいるところで数年前にできたDVに関する政策で興味深い点をご紹介します。この政策では、「虐待が起きたということは、その関係には権力の不均衡があるのだ」とみなし、「たとえ、女性が訴えなかったとしても、暴力の罪を犯したパートナーや、配偶者を社会が訴追するべきである」と言っています。警察が女性に対して、パートナーを訴えるかどうかと聞いた時、女性が「法には訴えません。そんなことをすると夫の暴力がもっと激しくなって怖いから」だとか、「確かに暴力は振るうけれど彼を愛しているから暴力をふるったことを許します」という答えをだしたとしても、社会が訴追することによって、女性が自ら訴えなくてもよいようになっているのです。この政策について、女性たちは長い間ロビー活動をしてきました。そして、暴力を振るう夫やパートナーは、警察が訴追すべきであると訴えてえきたのです。

60年代の後半から、社会にどんどん女性が進出し、70年代の半ば、北米ではいろいろなことが話題にのぼるようになりました。子どもの性的虐待の話も出てきました。そして1980年代の中盤から後半、女性たちはだんだん自分の話をするようになりました。このような状況の中で、社会的な運動がつけられてきたのです。

■社会が被害者を支える

最近、非常に革新的なDVのプログラムがバンクーバーで制度化されました。これは、男性の警察官とDV被害者支援に携わる女性カウンセラーによるプログラムです。警察官も、カウンセラーも地域の委員会によって雇われています。

毎朝、カウンセラーは警察署に出向き、前の日に警察官が夜勤で見つけておいた最もリスクの高い最も危険な状況にいる女性の書類をみます。そして、その女性に電話をかけた後訪問して「何かできることはありますか」と聴くのです。このプログラムで働いている女性が、「本当に素晴らしい体験だった」と話してくれました。このプログラムでは、失業、貧困、麻薬といったさまざまな問題の中で一番リスクが高い人を見つけ出し、その人に対して支援をしていくのです。非常に大きな成功をおさめているということです。

その中で、DVにかかわるようになった警察官が他の警察官を教育するようになってきたと聞いています。男性が他の男性にこのような形で働きかけることもできるのだというよい例だと思えます。

■コミュニティでのサポート

暴力を受けた人たちは、「自分たちは孤立してしまった。家族や友人を失った。コミュニティから離れてしまった。孤立感、孤独感がひどくなった」と感じています。多くの人たちがカウンセラーや精神衛生の専門家のところにやってきますが、それは、相談できる人、サポートしてくれるようなコミュニティがないからだと思います。当事者は、『証人になって聴くこと』『当事者の立場にたって行動をとること』『当事者の声を代弁すること』を求めています。しかし、何よりも必要としているのは、『サポートしてくれるコミュニティ』なのです。

被害を受けた人たちの心の傷は非常に深いので、専門家の支援は必要ですが、多くの場合コミュニティの中で治癒できると思います。専門家ができないことでも、コミュニティができることがたくさんあるのです。

ザグレブには、女性のグループがつくった、戦争の犠牲になった女性のためのセンターがあります。このセンターは、民族、宗教にかかわらず、すべての女性を理解するという方針で活動しています。そのセンターでセルフヘルプアプローチをやるということになりました。難民キャンプがザグレブの周りに数多くありますが、そのキャンプに行って女性たちと座ってじっくり話をするわけです。そしてこの女性たちの問題は何か、ニーズは何か、どうしたら支援できるかを考えていきます。

私は、このグループワークに参加させてもらうことができました。そして、女性たちが壊れた地域のネットワークをどのようにして再建していったか、その過程を見ることができました。コミュニティをつくりあげるという非常に素晴らしい経験をすることができたのです。

このセンターではこのような自助グループを、92年ごろから開始し、93年までに19のグループがつくられました。13の違った難民キャンプでグループづくりを行い、270名の女性が参加しました。95年には37のセルフヘルプグループができ、800名以上の女性が参加しています。特に訓練を受けていない女性たち、カウンセリングの経験のない人たち、女性運動を戦争前は知らなかった人たちの中で、このようなことがなされたということは、本当に素晴らしく驚くべきことだと思います。

クロアチアというのは旧ユーゴスラビアで共産主義の国でした。西洋の情報はあったとは思いますが、限られていたと思います。このようなプロジェクトが成功したのは、やはり多くの自助グループの女性達が、他のグループの世話役をしたからだと思います。コミュニティをつくり上げ、その中で癒されていく。真の意味でのコミュニティにおける助け合いというものが草の根のレベルで起きたのです。

■当事者の傍らにいる

私は、グループワークの間じっと話を聞いていました。最初は、彼女たちが自助グ

グループの問題について話し合おうとしても、その度抑うつ、絶望、怒り、苦痛に対処できなくなってしまいました。世話役の女性達も戦争の犠牲者であったからです。毎回、グループワークの中で自分の経験や苦痛について触れざるを得なくなると沈黙し、話が進まなくなってしまうのです。他人は助けたい、でも自分の感情に触れることが怖くて自分自身のことは助けられない。彼女たちは自分たちの真実について話すこともできずに、ずっとそこに座っていました。非常に張りつめた重い雰囲気の中で、どうしたらいいのか私にも分かりませんでした。

ある時一人の女性が、「一人ひとりがこのグループのみんなに自分の話をすれば、お互いにより密接な関係になれるのではないか」と言いました。するとある人が、「私は、内面がバラバラになってしまったような気がします。疲れているのです。外面では他人をサポートしようとしているけれども、それを維持するのに疲れてしまいました」と非常に正直な話をしました。すると、22歳の女性が、「私は、地獄を経験してきました。だからもうこれ以上話せない…」と泣き出しました。弁護士をしていた女性も、「物質的なものすべてを失ってしまいました。でも、それよりも内面的な損失のほうがはるかに大きいのです。自分に自信が持てません。私はもう戦争前の自分とは違った人間になってしまったのです」と訴えました。自分が経験したことを話すことはできないけれどとにかく生きることは辛いと言った女性もいます。すると他の女性たちは、「とても辛いでしょう。話をしなくても辛いことはよくわかるわ」と非常に思いやりのある顔で見っていました。

このようにして、一人ひとりが話をし、他の人たちがサポートしフィードバックしケアを示す。そしてつながり、理解や受容が徐々に生まれてきたのです。密接な中で、聴くということによって、言語や戦争や文化が生み出した分断を克服し、一つのまとまりとして力を感じることができたのです。

これは、皆さんから遠いところで起きたことですが、普遍的なことを物語っていると思います。当事者自身が、自分に何が必要なのかを考えられるようにサポートすることが大切です。何を経験したかはとても辛くて話せないかもしれません。しかし、経験について一部でも語る、深い話をすることに治癒の力があります。皆さんはさまざまなお仕事につかれています、私たち支援者が当事者の傍らにいられるかどうかのポイントだと思います。

最後に、ある女性の言葉を紹介したいと思います。クロアチアで出会ったサラエボの女性が言った言葉です。「被害を受けとても辛い思いをし、今も精神的に苦しい状況から抜け出せないでいるけれど、そして将来のことも不安だけれど、私たちは多くのことを学びました。我々は、以前より強くなったのです。そしてお互いを助けること、そして自らを助けることを学び、絶望ではなく“力”を手に入れたのです。

辛い経験をしたことによって、人生について本当の意味で考えるようになりました。人生をどのように生きたいのか深く考えるようになったということです。私たちは大

海に落ちる雨粒のようなもの、あるいは過去に捉われている囚人かもしれません。しかし、それと同時に将来を創り出す創造主になることもできるのです」。

3. 専門家を増やす

問題への啓発が進むにつれ、被害者からの相談や緊急支援のニーズは高まります。しかし、暴力の構造や被害者の心理、適切な対応の仕方を理解している支援者が少ないといわれてきました。二次被害のない当事者の立場にたった支援を提供できるよう、そのときどきで最優先とされるテーマを選び、7年間にわたり全国80箇所支援者を対象にした研修「援助者育成のためのワークショップ」を行ってきました。(援助者育成のためのワークショップ140ページ参照)



アジア女性基金の研修事業について ～アンケート分析結果をふまえて～

支援者が直面している問題を浮き彫りにするため、「援助者育成のためのワークショップ」の参加者からとらせていただいたアンケートを分析し、アジア女性基金の研修事業について総括しました。以下は、『「援助者育成のためのワークショップ」アンケート分析調査報告書』からの抜粋です。

「アンケート分析」結果

1998年度～2004年度までの7年間、「援助者育成のためのワークショップ」を開催する都度、参加者へのアンケートを実施してきました。面倒な記述式アンケートであるにもかかわらず、多くの方が丁寧に答えてくださったことに大変感謝しています。アンケートに綴られたお一人おひとりの悩みの声は予想以上に切実で深刻なものでした。

例えば、「あなたが直面している問題は何ですか」という問いに、多くの支援者が、「DVや虐待を受けた人を支援をしていくうえで、知識が少なく対処方法がわからない」と回答し、中には自分のとっている行動に自信がない、もうかわりたくないという答えもあり支援者の疲れ果てている様子が手に取るようにわかりました。

DV防止法や子ども虐待防止法の施行を機に、社会啓発が進み支援現場の様子も大

大きく変化したように見受けられますが、果たして本当に当事者や支援者が望むような状況になってきているのでしょうか。

このアンケート分析の結果をみても、回答者のうち、70%以上が実際にDVや子ども虐待の相談を受けたことがあるにもかかわらず、「知識や対処方法が分からない」「研修制度がない」「連携がない」「苦しい!!」と言っているのです。支援者が、いかに多くの問題に直面しながら支援にあたられているのかが浮き彫りにされたといえるのではないのでしょうか。

このように、暗中模索の中で支援が行われているという事実を多くの人が知り、この問題に本気で向き合わなければ、被害を受けた人たちに対する二次被害がなくならないばかりか、支援者自身も燃え尽きてしまうでしょう。

行政も民間も一緒になって本腰を入れてこの問題に取り組むべきときではないのでしょうか。

「援助者育成のためのワークショップ」について

『女性に対する暴力』は、未だに国内外を問わず起きています。そして、暴力や虐待の被害を受けた女性や子どもたちの多くが、心に深い傷（トラウマ）を負い、長期間にわたり被害を受けたことを誰にも打ち明けられず独りで悩んでいます。

日本では、ここ数年、『女性に対する暴力』の問題に人々の目が向けられ、公の場でこの問題が語られるようになってきました。このように、社会的認知が高まれば高まるほど各地の支援機関に、多くの女性たちから切実な相談が寄せられるようになってきています。しかし、支援現場の最前線では、暴力に関する知識や経験が十分ではなく組織全体で相談窓口を支えていく体制が整っているとはいえません。

支援者が暴力についての認識を欠いていたり、相談窓口をおいている支援機関がこの問題に無関心であつたら、被害を受けた女性たちは二度とそこへは行かないでしょう。そればかりか相談そのものをあきらめてしまうかもしれません。当事者のおかれている状況を改善できないばかりか、逆に信頼を失うことにもなりかねなのです。この現状を改善し、暴力にさらされている女性や子どもたちによりよい支援を行うには、支援者自身の努力とともに支援者を支えるシステムの構築が不可欠です。

アジア女性基金では、暴力の相談にあたる支援者が知識や認識を深め支援者同志がお互いの力を分かち合うことを願って「援助者育成のためのワークショップ」を開催してきました。

■テーマ設定

事前アンケートを行い、DVや子ども虐待などにかかわる支援者が日頃抱えているニーズを踏まえながらテーマを設定してきました。

7年前はまだ、「女性に対する暴力」についての知識や対応の仕方が分からないといった回答が多かったため、支援者として基本的に必要とされる知識や支援者自身のメンタルケアに重点をおいたテーマを設定しました。

- 「当事者の立場にたったサポートとは ～カナダの実践と日本の現状～」(1998年度)
- 「女性に対する暴力 ～基礎的知識とその対応～」(1999年度)
- 「女性に対する暴力 ～電話での対応～」(1999年度)
- 「支援者が直面する問題と対策 ～カナダのケース・あなたのケース～」(1999年度)
- 「相談支援技術を高めるために」(2002年度)

しかし次第に、DVの被害を受けている女性、DVを目撃している子ども、そして子ども虐待、ひいては加害者の問題が相互に密接に関連し支援者の多くを悩ませていることが分かってきました。アジア女性基金がとりわけ関心をもって取り組んだのもこれらのテーマです。

2000年度、DVの被害を受けている女性のみならず、一緒に暮らしている子どもたちがどんなに深刻なダメージを受けているのか、その影響がどれほど長期にわたるものなのかを認識することから始め、2001年度には、暴力の連鎖を断ち切るためにどのような方法があるのかアメリカの例を学びました。2002年度は、特にDVの存在する家庭のなかで日々暴力を目撃している子どもに焦点をあて、グループワークによる具体的な対処の方法を身につけられるよう努めました。

このような一連の流れの中で、私たちはいま、次世代を担う子どもたちに対する「暴力防止教育」の重要性を感じています。2003年度、2004年度とアサーティブなコミュニケーションスキルをワークショップにとり入れたのも、子どものうちに暴力に対する教育をしておくことが一番効果的な方法だと考えたからです。

- 「DV ～家庭内における女性と子どもへの影響～」(2000年度)
- 「DV ～暴力の連鎖を断つために～」(2001年度)
- 「DVのある家庭に育つ子どもへの対応」(2002年度)
- 「DVの早期発見と暴力の未然防止」(2003年度)
- 「十代の子どもたちに伝えよう！ アサーティブなコミュニケーションスキル
『暴力なんてふるわない！ 暴力なんてふるわれない！』」(2003年度)(2004年度)
- 「ファシリテーター養成講座」(2004年度)

また、2002年度から2年間にわたり、保健・医療関係者に対象を絞った研修を試みました。2002年度は、アメリカで行われているDVの早期発見のためのスクリーニングを学び、2003年度は、その講義を受けた医療関係者が講師になり、全国各地で同じテーマのワークショップを行いました。対象を特定した研修であったため、問題が明確化したことが大きな特徴であったと思います。今後、保健・医療関係者のみならず、

教育関係者、司法関係者、警察関係者などを対象にした研修も必要になってくるのではないでしょう。

- 「保健・医療現場におけるDVの早期発見と他機関への連携」（2002年度）（2003年度）

■ネットワークの重要性

アジア女性基金では、主催と共催という2種類の形式で研修を行ってきました。

主催のワークショップは公募のため、全国各地から職業も職種も違う支援者が集います。そのため、このワークショップが各地の支援者をつなぎ民間と行政の相互理解を深める役割を果たしたようです。なかなか連携が難しいと思っていた双方の支援者が、それぞれの抱えている問題を知ること、相手の立場や限界を理解できたという話も聞かれます。DVや虐待の場合広域措置をとることが多いので、職種、職業、場所を越えた支援が必要です。各地に民と官の壁を越えたネットワークが生まれることが望まれます。2日間の研修を終えたときには参加者の気持ちがひとつになり、連携の輪が広がっていくのを実感します。ワークショップに参加し知り合った人だけではなく、各々の参加者が既にもっている地元でのネットワークが結びつき大きな広がりが出てきたという報告もいただきました。

共催で行うワークショップは、現地の事情に通じた共催団体と協議をしながら参加者を募るため、テーマに最適な参加者が集いその地域での支援体制や連携づくりの基礎づくりに役立ったようです。

更に、ワークショップには支援者をエンパワメントする作用もあるようです。職場の中で孤立していた人が、普段一人で思い悩んでいたことは、自分だけの悩みではないと気づき癒されほっとしたという声をよく聞きます。

事後アンケートには、「この研修に期待するのは参加者同士の交流である。支援者自身に知識や技術が不足し、システムや法整備も遅れている中で、同じ悩みを抱えもがいている者同士がお互いの現場を知ることが貴重な経験である。自分の仕事に納得したり又は反省させられたり、講師からより重要な糸口を得ることも多い。このワークショップは行政と民間という立場の違いを理解するには絶好の場である。また、守秘義務の範囲内ではあるが、一人ひとりが抱えているケースを話題にできる唯一の場となっている。つまり非公式のスーパービジョンの時間がここにある。悩みを話し辛さを共有する、まさに二次受傷にさらされている支援者の理想的なケアの場だと思う」という声も寄せられました。

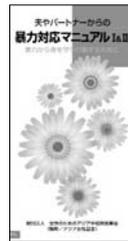
支援者にとって人的つながりは大きな財産です。ワークショップ参加者が、知識や経験を分かち合うだけでなくメンタルな面でも支え合えたことが、この研修事業の大きな成果の一つであったと思います。

1998年当時は、まだDV防止法もなく、研修の必要性も明文化されていない時期で

あったため、危機感を感じた支援者が自費や年休を利用して参加するというケースが多く見うけられました。現在、様々なところで研修が行われるようになりましたが、低料金で質の高い研修を定期的に提供できる場所はまだまだ少ないようです。国や地方自治体が力を入れ、民間、行政の支援者を問わず研修を受講できるしっかりしたシステムを考える時期にきていると思われまます。

4. 現場をサポートする

被害者支援の現場で役に立つのは、具体的な場面を想定したマニュアルや被害当事者に配布できる小冊子などです。当事者や支援者のニーズを聞きながら、現場で活用されるものを目指して作成してきました。全国の関係諸機関20,000箇所に配布しました。
(マニュアル・小冊子134ページ参照)



マニュアルや研修を利用した支援者のお便りから

- アジア女性基金作成のDV被害者のためのパンフレットを、コンビニでコピーしてそのまま忘れてきてしまいました。数ヵ月後、そのコンビニのコピー機のそばに「ご自由にお読みください」とそのパンフレットが吊るされていました。もって帰ろうかとも思いましたが、役所や女性相談所に置くよりももっと人の目に触れる機会が多いだろうと思い、そのまま置いてきてしまいました。こういうところから、啓発していかないとならないのだなと思いました。(愛媛県)

- 地方にとってはなかなか手に入りにくい資料が多く、行政の担当者としても大変助かります。(北海道)
- アジア女性基金の作成した刊行物には、常に全国の情報が掲載されて助かります。DVの被害者は、転居を余儀なくされることが多いので、支援者にも当事者にも全国の窓口情報が頼りになります。(石川県)
- 支援者向けに開催した公開セミナーで、アジア女性基金のビデオを上映しました。その後、参加者から勤務する病院でもビデオを上映したいとの依頼があり相談員が出向き出前企画事業を始めました。ようやく、地域の連携が始まったようです。基金の研修会で学んだ事が、その後の事業にとっても役立っています。(神奈川県)
- 民間団体の相談員としてかわりはじめた15年ほど前までは、虐待と言う概念が社会的に認知されておらず、手探りでの援助をしていました。当時はまだ、DVと子ども虐待との深い関係があると語る人も無く、私自身もそれがはっきりと認識できたのは7年ほど前です。虐待防止法改正により、DVの目撃は心理的虐待に含まれるとされ隔世の感があります。アジア女性基金の活動は、私の子ども虐待防止活動の大きな手助けになったと思います。(東京都)
- 質の高い講習会が無料で開催されたことはとても有意義だったと思います。地方から交通費と宿泊代をかけても研修会に参加できたのは、無料であったからです。また、地方にはなかなか呼ぶことのできない講師や海外からの講師の話が聞けることも魅力でした。国の予算でこうした取組みがなされることで、地方と都市との格差の広がりを多少なりとも防止できたように感じます。(石川県)

5. 先進的事例を紹介する

日本では、「女性に対する暴力」への対応が、欧米に比べて10年から20年遅れているといわれています。アジア女性基金の研修事業では、国内外の先進的な事例を紹介し、つねに実践的であることを心がけてきました。特に、外国の講師による研修は、全く新しい知識や視点を教えられるだけではなく、システムティックに構築された支援プログラムに触れられるよい機会になりました。また、支援システムそのものが海外と日本とで大きく違うことを実感し、日本の支援体制を整える必要性を強く感じました。

1998年度

マギー・ジーグラー (カナダ)

(ジャスティス・インスティテュート クリニカル・カウンセラー)

『当事者の立場にたったサポートとは』～カナダの実践と日本の現状～



1999年度

マギー・ジーグラー (カナダ)

(ジャスティス・インスティテュート クリニカル・カウンセラー)

『援助者が直面する問題と対策』～カナダのケース・あなたのケース～



2000年度

エリン・ガルヴィン (アメリカ)

(イーストサイド・ドメスティック・バイオレンス・プログラム シェルター・カウンセリングコーディネーター)

『ドメスティック・バイオレンス～暴力の連鎖を断つために～』



2002年度

エレイン・アルパート (アメリカ)

(ボストン大学 助教授)

『医療現場におけるDV被害の早期発見と対応』



2002年度

ショバ・アイヤール

(WAO ソーシャルワーカー)

プレマ・デバラジェ (マレーシア)

(WCC コンサルタント・トレーナー)

『DVの存在する家庭に育つ子どもへの対応』



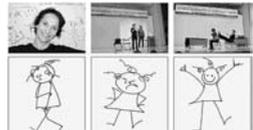
2003年度

アニタ・ロバーツ (カナダ)

(Safe Teen 代表)

アサーティブなコミュニケーションスキル

『暴力なんてふるわない! 暴力なんてふるわれない!』



2004年度

マギー・ジーグラー (カナダ)

(ジャスティス・インスティテュート クリニカル・カウンセラー)

『ファシリテーター養成講座』



2004年

アニタ・ロバーツ（カナダ）

(Safe Teen 代表)

ビル・ボオツォボン

(Safe Teen ファシリテーター)

10代の若者に向けた「暴力未然防止プログラム」



6. 連携する

アジア女性基金では、プログラムを作る際に、「連携」「ネットワークづくり」を意識し、NPO・企業・国・地方自治体・公的機関など多種多様な機関が出会えるよう、交流の場をつくってきました。それぞれの組織がそれぞれの持ち味を活かしながら、やがて協働できる仕組みづくりを目指して開催したのが、シンポジウム「岐路に立つDV支援 —NPO・行政・企業のパートナーシップ」（2004年度）です。

シンポジウム「岐路に立つDV支援」

—NPO・行政・企業のパートナーシップ—

—過去10年を振り返り、今後への提言を行う—

2001年DV防止法が施行され、2004年12月には改正法も施行されるにいたしました。社会のドメスティック・バイオレンスに対する認知は少しずつ、しかし確実に高まっています。しかし、アジア女性基金には、全国の支援者から、「知識がない！ 財源がない！ マンパワーがない！ 理解を得られない！ 連携がとれない！」といった切実な声が、いまだに聞こえてきます。むしろ、支援の現場は新たな混乱をきたしているかに見えます。これはいったいどうしたことでしょうか。

DVのような複雑多岐にわたる社会問題は、当事者や支援者の努力に帰するのではなく、NPO、企業、国、地方自治体、公的機関、さまざまな組織が積極的に関わらなければ変革を図ることが難しい問題です。いま求められているのは、それぞれの組織がそれぞれの持ち味を活かしながら連携していく仕組みづくり、問題をきちんと理解し被害を受けた当事者のことを第一に考えた協力体制ではないでしょうか。今回のシンポジウムでは、“NPO、行政、企業のパートナーシップ”について様々な視点か



ら考えてみました。

【開催日時・会場】

- ◆ 大阪会場（毎日新聞オーバルホール） 2005年2月13日（日）
- ◆ 東京会場（スクワール麹町） 2005年2月20日（日）

「DV被害者支援のための交流スペース」

DVシンポジウムの会場に、DV被害者支援の輪が広がることを願って自由に交流し、情報交換できる「交流スペース」を設けました。【地方自治体・公共団体コーナー】【NPO・企業コーナー】では、全国のNPOや自治体の協力を得て、各地の特色ある資料を一堂に集めることができました。支援者からは、「私たちの活動を多くの人にアピールできたし、同じ目的をもった人たちが活動があることを知って心強く感じた。これから連絡を取り合っていきたい」また、被害を受けた女性からは、「こんなに多くの人たちが一生懸命になって支援してくれているのを知って孤立感が薄らぎました」という声が寄せられました。



■求められる企業の力！

海外では、スポンサーの協力を得ながらDV被害者の支援をしているNPOが数多くあります。日本でも、企業とタイアップし、支援にあたるNPOや自治体・公的機関が増えてきました。社員を教育しボランティアを募ってNPOを支えている企業もあります。いま、被害者支援に企業の協力が求められています。



■求められる行政の力！

行政でも改革が始まりました。DV防止法改正に伴い、各都道府県に具体的なDVの被害者支援策として「基本計画」の策定が義務付けられましたが、鳥取県は全国に先駆けて計画案を公表、法施行と同時に正式に計画を発表しました。「現場へ出向いて当事者や支援者の声を反映させた施策を実行する」そんな現場主義を目指す行政が、いま求められています。

■求められるNPOの力！

被害者支援に携わってきたNPOの役割は重要です。当事者のアドボケイト（代弁者）として、企業や行政に当事者の思いを伝える、支援の現状を伝えるなど、長年この問題に携わってきたNPOだからこそできることがたくさんあります。「NPO、行政、企

業」のパートナーシップを推し進めていくためにも、NPOが自らの力を蓄えていくことが必要です。いま被害者支援に自立した、(コミュニケーション力・資金力・広報力・マネジメント力・アドボケート力などを持つ) NPOが求められています。

7. 暴力を未然に防ぐ

私達には、女性や子どもへの暴力を許さない社会、誰もが尊重される社会をつくる責任があります。そのためには、「暴力」を容認する社会や人々の意識を変えること、そして何よりも暴力を未然に防止するための取り組みが必要です。

アジア女性基金では、「『援助交際』に対する女子高校生の意識及び拜啓要因についての調査研究」や「高校生の性被害実態調査」を行い、10代の若者たちへの教育の重要性を感じてきました。そこで、2003年度に大学生に向けたシンポジウム「ジェンダーと暴力」を開催し、約80名の大学生とジェンダー（社会や文化によってつくりだされた性差）について意見交換を行いました。また、2003、2004年度には、カナダで実績のある「10代の若者に向けた暴力未然防止プログラム」を導入、日本の高校や大学で実施しました。通訳を介してのワークショップでしたが、学生たちへの影響を見てとることができ、暴力防止教育の重要性を再認識するに至りました。

2005年度には、このような取り組みの総括として、暴力を未然に防止するためにいま私たちは何をすべきかを考えるシンポジウム、「女性に対する暴力 ～暴力を未然に防ぐために～」を開催しました。

女性に対する暴力《暴力を未然に防ぐために》

Let's All Think About How To Stop Violence!

公開シンポジウム

女性に対する暴力の問題が国際社会でクローズアップされた第4回国連世界女性会議（北京会議）から10年。この間、世界で、そして日本ではどのような動きがあったのでしょうか。アジア女性基金では、女性に対する暴力を中心に据え、「慰安婦」問題、国際人身取引、ドメスティック・バイオレンスや性虐待など、社会的認知度が低

く表面化しにくい問題に積極的に取り組んできました。2006年2月18日、東京・渋谷の国連大学で、次世代を担う学生たちとともに、暴力を未然に防ぐために私たちはいま何をすべきか考えてみました。

■暴力防止に学生の意見を

第1部は、学生4グループによる分科会発表。「若い世代に暴力防止の大切さを伝えるためには、企画段階から学生の参加を！」との呼びかけに応じ、福祉、保育、法律、国際政治など、さまざまな分野で学ぶ学生が集いました。

4ヵ月前にはじめて顔を合わせた学生とファシリテーターでしたが、「暴力防止」という一つの目的に向かって活発な議論を重ね、その成果をスライドショーやサイコドラマなど、趣向を凝らしたプレゼンテーションで発表しました。

分科会に参加した学生の中から「暴力を未然に防ぐというテーマにじっくり取り組むためにはもっと時間が必要だ。これまでの学びをここで終わらせることなく更に深め、学校、地域社会で伝えていきたい」、「同年代の学生にも受け入れられる表現方法で暴力防止の大切さを伝えたい」という声があがり、学生とファシリテーターの有志でグループを立ち上げ暴力防止の新たな活動が始まりました。



ファシリテーター

金城理枝 (THPメディカルクリニック・サイコセラピスト)

龍田信之 (湘南DVサポートセンター・代表)

千葉まさのり (メンズサポートルーム大阪・臨床心理士)

吉永陽子 (長谷川病院・精神科医)

■国際社会の動向、日本の動向

第2部では、女性の人権を巡る国際的な動向について、国連人権促進保護小委員会委員のユリア・アントネラ・モトックさんによる基調講演が行われました。

モトックさんは、女子差別撤廃条約の条文を引用し「『女性に対する暴力』は自然なことでも生物学的に決定されているものでもない。男性が女性を従属させるために恐怖心を煽る手段として暴力を使うに過ぎない。



女性に対する支配は、社会や家庭における男女間の不平等な力関係によるものである」と述べ、「国は『女性に対する暴力』を煽らないという責任を負うだけではなく、暴力を防ぐために介入する責任も持っている」と指摘。「国際社会では、もし国が『女性に対する暴力』に立ち上がらなければそれは犯人と同じだけ責任を負っている、有罪であるという見方がなされてきている」と最近の動向を紹介しました。また、従来の国境という概念が通用しなくなっている現状を踏まえ、「国レベルだけではなく、国を超えたレベルでも女性を守るための制度が必要になっている」と述べました。

■女性や子どもへの暴力を許さない社会へ



パネルディスカッションでは、パネリストそれぞれの立場から、法律、メディアや学校教育、あるいは一般社会の教育について問題提起がなされました。「女性に対する暴力があること自体が世の中に十分に知られていない」「身体的暴力に比べて、暴言などの精神的暴力や性的暴力がなかなか理解されない」など、この問題に対する無関心や無理解、そのために起こる二次被害の問題が報告されました。また、家庭内での暴力は子どもたちにとってとても深刻な影響をおよぼしており、被害者支援は子どもの心のケア抜きには考えられないことが確認されました。

会場との意見交換では、人権侵害やいわゆるDV防止法、裁判の現状などについての質問や意見が出され、パネリストを交えて活発な議論が行われました。

●パネルディスカッション

コーディネーター

有馬真喜子(アジア女性基金理事)

パネリスト

番 敦子(弁護士) 明珍美紀(毎日新聞社会部記者) 横田洋三(中央大学法科大学院教授)

ユリア・アントネラ・モトック(国連人権促進保護小委員会委員・ブカレスト大学国際法教授)

座談会

国連大学で開催した「女性に対する暴力 ～暴力を未然に防ぐために～」公開シンポジウムを受けて座談会（2006年3月5日）を開催しました。教育者として、弁護士として、日々、「女性に対する暴力」の問題に向き合っている方々に、現在の日本の状況と今後の課題についてうかがいました。



橋本ヒロ子
(十文字学園女子大学社会情報学部 教授)



番 敦子
(弁護士)



有馬真喜子
(アジア女性基金 理事)



小西聖子
(武蔵野大学人間関係学部 教授)

■遅れている心のケアや自立支援

有馬 昨年12月27日に、男女共同参画基本計画が改定され、「女性に対する暴力」の対策については、かなり盛り込まれたと言われてしています。この10年で、配偶者等からの暴力、性犯罪、セクシャルハラスメントに対する法制度はでき、大きく前進したことは間違いない。では、次にどういうところに手を着けていけばよいのでしょうか。

番 法的には、2000年以降かなり進みました。特に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるDV防止法）」ができたというのは画期的なことです。しかし、DVや、性被害者に関しては、いまだに二次被害（被害者が周囲の人による配慮のない言葉によって更に傷つくこと）が、まかり通っている。被害者がつらい思いをしているという点では変わりありません。被害者への配慮や理解が、まだまだ足りないと思います。

橋本 日本は、フィリピンや韓国などアジアの進んでいる国と比べて、すごく遅れているという印象です。ようやく、DV防止法が改正され、退去命令の期間が長くなったのに、それに対して「居住権に反する」などといった研究論文が出てきています。マスコミなどの広報が、全然足りないのではないかと思います。

小西 そうですね、DV防止法について言えば、加害者である夫から何とか逃れて安全になるというところまで。実際にはそこから先が大変なのですが、心のケアなど、長期的な問題に関しては、制度もない、お金もない、供給できるサービスもない、まだゼロに近いようなところもあります。

世界各国共通なのですが、DVの被害者の多くにうつがあり、自殺したいと考える人もかなりいます。シェルターで、いったん回復したように見えても、シェルターを出てからの方がむしろメンタルヘルスが悪いという状況です。DVを目撃して育ったお子さんと、直接、虐待を受けている子どももいます。

夫から離れて、ようやくお母さんと子どもが生活するようになったとたん、今度は子どもが母親から虐待されたり、母親に対する家庭内暴力が始まったり、子どもが不登校になったり、親の失業があったり、とても大変な状況にある人がむしろ普通です。

番 生活保護を受けなければやっていけない人や、1年たってもまだ働けない人など、やはり悲惨なケースが多いですね。それでも逃げ出したほうがいいと、皆さん一生懸命ですが、現実的にはやはり生活の不安だとか、子育ての不安を抱えていらっしゃる。一時保護所からでて自分で暮らすようになって、実家も遠い、実家の援助が受けられないとなると、孤立して精神的にも回復しづらいです。

■支援者育成に力を注ぐべき

有馬 法制度はできたけれど問題がまだまだ山積している。特に、被害を受けた女性や子どもたちの心の回復や自立支援についての整備が、これからは重要ですね。

アジア女性基金では、7年間にわたって「援助者育成のためのワークショップ」(1998年度～2004年度)という、被害者のメンタルヘルスを中心に据えた研修会を行ってきました。海外や国内の専門家をファシリテーターに、全国各地から、自治体、公共機関、NPOなど、延べ3,000人を越える支援者が参加されました。参加者からは、知識を得るだけでなく、支援者同士が連携するきっかけになったというお声をいただいています。

小西 まず、「女性に対する暴力」につて、支援に携わる人に分かってもらわないと始まらないですね。支援者が、二次被害の発生源になってしまいますから。本来、支援者は、専門業務としての知識や技術をもつべきですが、現在は、個人の差がものす

ごく大きい。一方にはとても力のある人も少数いらっしゃるのですが、ほとんど経験のないかたや、自分の今までの身近な経験だけでやっていらっしゃるかたもいる。雇用の体系も雇い方も、雇ったあとのトレーニングの方法も未整備なのです。

番 専門性が需要で、大事な仕事なのに待遇が悪すぎますね。経験のある人たちも、お給料が安いし危機管理が悪すぎて辞めてしまう。財源がつかないかたもだめですね。

小西 そうなのです。DV被害者支援をきちんとやろうと思ったら、かなりの教育投資と安定した雇用が必要なのに、まったくそこにお金はありません。DV防止法ができ、DVの被害者支援をやりたくて大学院に来る人が増えているのに、せっかく就職しても、数年やると給料も上がらないし、技術も上げることができないからといって辞めていくことが多いのです。行政は、法律ができると、それで十分だと思ってしまうのですが、“建物ができて中身ががらんどう”では意味がありません。

■犯罪被害者支援の試み

有馬 昨年12月、犯罪被害者等基本計画も閣議決定ができました。独立行政法人の日本司法支援センターが4月にできるということですが、「女性に対する暴力」の被害者にも、なんらかの具体的な影響はありますか。

小西 この基本計画に「等」が入ったことに意味があります。犯罪被害者だけが対象だと、該当するのが刑法や、刑事手続きに関する被害者だけになってしまいます。

番 家族や遺族を含めるとともに、犯罪の枠組みを非常に広げているので、DV被害者、児童虐待、ストーカーの被害者で犯罪までに至らない被害者も入ります。PTSDなどの治療をする専門医の研修も、基本計画には載っているのですよね。

小西 そうです。「本当に治療できる人を増やしてくれなくては意味がない。心のケアといって自己満足しているようなケアでは意味がない」そういうご要望が被害当事者から強かったと思います。

番 犯罪被害者等基本計画の中心は内閣府犯罪被害者施策推進室です。日本司法支援センターは、法務省です。日本司法支援センターは、今後の犯罪被害者支援を担う機関として基本法の中にも、基本計画の中にも書かれていますが、どういうことを行えるかは未知数ですね。被害者支援については、情報の提供と援助に精通した弁護士の紹介の二つだけが業務とされています。DV、性犯罪、人身売買の被害者のかたへの情報提供も行いますが、DVの被害者は必ずしも犯罪の範疇に入っていないかたが多

いですから、やはりDV防止法によるのだらうと思います。DV防止法の今後の改正や整備など運用の問題がいちばん大きいのではないかと思います。

■加害者更生教育

有馬 モトックさんの基調講演で、加害者の罪を罰する必要があるというお話ができましたが、そこのところはどうでしょう。

小西 いま、DV加害者更生教育の必要性が言われていますが、強制のない加害者教育などありえないと思います。多くの国では刑法でDVが扱われているから、例えば刑罰の代わりに教育を課すといった代替措置ができますが、日本はDV防止法という特殊な法律なのでそういう縛りがかけられない。

私は今、内閣府の加害者更生教育に関する委員会の座長をやっているのですが、法律の壁がいちばん大きいと思います。そこが全然突破できない。性犯罪の加害者矯正は、刑法で罰せられ刑務所に行った人が対象です。DVや性暴力の加害者の多くは実刑になりません。加害者の問題ってすごく難しいのです。歩留まりは悪いし、お金はかかるし、そういうことを、もっとみんながきちんと、まずは知っておく必要があると思うのです。

番 被害者がいまだに悲惨な状況にある。それを思うと、何よりもまず被害者にお金を出してほしいという感じになってしまいます。根本的な解決を目指すのであれば加害者更生教育より、暴力をなくす教育にお金をかけたほうが、よほど役に立つのではないかという気がしています。

■国際人身取引

有馬 最近日本で、国際人身取引のことが大きな話題になりました。「女性に対する暴力」として大きな課題だと思えますが。

橋本 そうですね。対象になる女性は日本人でない可能性が非常に高いのですが、日本は人身売買の受け入れ国として、大きな問題になっています。アメリカの国務省の報告書でも監視国と位置づけられましたから。以前から、大きな問題でしたが、日本政府はかかわりませんでした。米国国務省報告でやっと重たい腰を上げて、行動計画を作り、法律改正をしたところです。行動計画ができて、法律が改正されたことは前進だと思いますが、やはり大きな問題は、日本人の男性がアジアの国々へセックスツアーに行って女性を買うことです。相手国の女性たちからは、「なぜ、あなたたち日本女性は、日本でそういう需要を減らすことをもっとやらないのですか」と非難されるのですが、もっともなことです。

番 15年ぐらい前でしょうか。タイ人の女性が売られてきて、殺人を犯してしまった事件が何件ありましたが、担当した検事は、「性産業についている女性も悪い」という言い方をしていました。結婚という、表向き正当な形式をとった人身取引なども、買う人の意識の問題も含めて考えていかないとまずいだろうと思います。

橋本 今度の人身売買基本計画は、教育の問題にほとんど触れていないのです。けれども、私はもっと学校教育で人身売買しないための人権教育や、DVにも関係する暴力防止の教育をしていかなければならないと思います。日本には、男は多少暴力を振るっても買春をしてもいいのだという、何か社会通念みたいなものが残っているような感じがしますね。

■暴力防止教育の重要性

有馬 最近、デートDVやレイプなどが話題になっていますが、特に若い人に向けて、この問題をどう伝えていくかというあたりは、大きな課題ですね。

橋本 性教育に対する攻撃が強くなり、まともな性教育ができないような状況ですが、性教育や人権教育が大切です。学校教育できちんとやらなければいけないことだと思います。

小西 多分、今までの性教育や人権教育だと暴力は扱いきらないと思います。やはり、暴力を防止する教育というものが要ると私は思います。性的な問題、そしてパワーとコントロール、コミュニケーションなども含めた暴力防止教育が必要です。

有馬 ありがとうございます。公開シンポジウムでも、10代の学生に対する暴力防止教育の重要性が語られました。“女性や子どもへの暴力を許さない”そういう社会をつくるために、教育現場や地域で、暴力防止教育を積極的に取り入れていく必要がありますね。

誰かが一言声を発することで大きな変化が始まります。一人でできることは限られているかもしれませんが、想いを同じくしたもの同士が集まり行動することできっと何かが変わります。これからの時代を担う若い人たちとともに、この問題を考えていかなければなりませんね。